

# 商品概要説明書

## 一般財形貯金

(2019年4月1日現在)

商品名	・一般財形貯金												
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）												
期間 (預入期間)	・3年以上												
預入方法 (1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。</li> <li>月例給与および賞与</li> <li>月例給与</li> <li>賞与</li> </ul>												
(2) 預入金額	・1回あたり1円以上												
(3) 預入単位	・1円単位												
(4) 預入貯金の種類	・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。												
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。												
利 息 (1) 適用金利	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。												
(2) 利払頻度	・払戻時に一括して支払います。												
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。												
(4) 税 金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。												
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手数料	—												
付加できる特約事項	—												
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 6か月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>(2) 6か月以上1年未満</td> <td>預入時の2年以上利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>(3) 1年以上1年6か月未満</td> <td>預入時の2年以上利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>(4) 1年6か月以上2年未満</td> <td>預入時の2年以上利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>(5) 2年以上2年6か月未満</td> <td>預入時の2年以上利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>(6) 2年6か月以上3年未満</td> <td>預入時の2年以上利率 × 90%</td> </tr> </table>	(1) 6か月未満	解約日における普通貯金利率	(2) 6か月以上1年未満	預入時の2年以上利率 × 40%	(3) 1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上利率 × 50%	(4) 1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上利率 × 60%	(5) 2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上利率 × 70%	(6) 2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上利率 × 90%
(1) 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
(2) 6か月以上1年未満	預入時の2年以上利率 × 40%												
(3) 1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上利率 × 50%												
(4) 1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上利率 × 60%												
(5) 2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上利率 × 70%												
(6) 2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上利率 × 90%												
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象</li> </ul> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>												

その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合は、通知書受領月の翌月から積立を中止します。
------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A セレサ川崎

2019年4月改正版